

職員の処分について

職員の処分をしましたのでお知らせいたします。本件につきまして、市民の皆様にご迷惑をおかけし、深くおわび申し上げます。

「職員のハラスメント行為」に係る処分

項目	内容
処分を受けた職員	教育局学校教育部 主査（52歳）
事案の概要	当該職員は、同僚職員に対し、令和5年12月1日（金）の職場内懇親会の席上で頭に水をかける身体的な攻撃を加えるとともに、同懇親会及び同月8日（金）の出張時に「イジリ」と称した精神的な攻撃を行い、職場環境を著しく悪化させるパワーハラスメントを行ったもの
処分の内容	戒告
処分年月日	令和6年3月28日

上記処分のほか、職員1名を嚴重注意としました。

問い合わせ 教育総務室
電話 042-769-8280